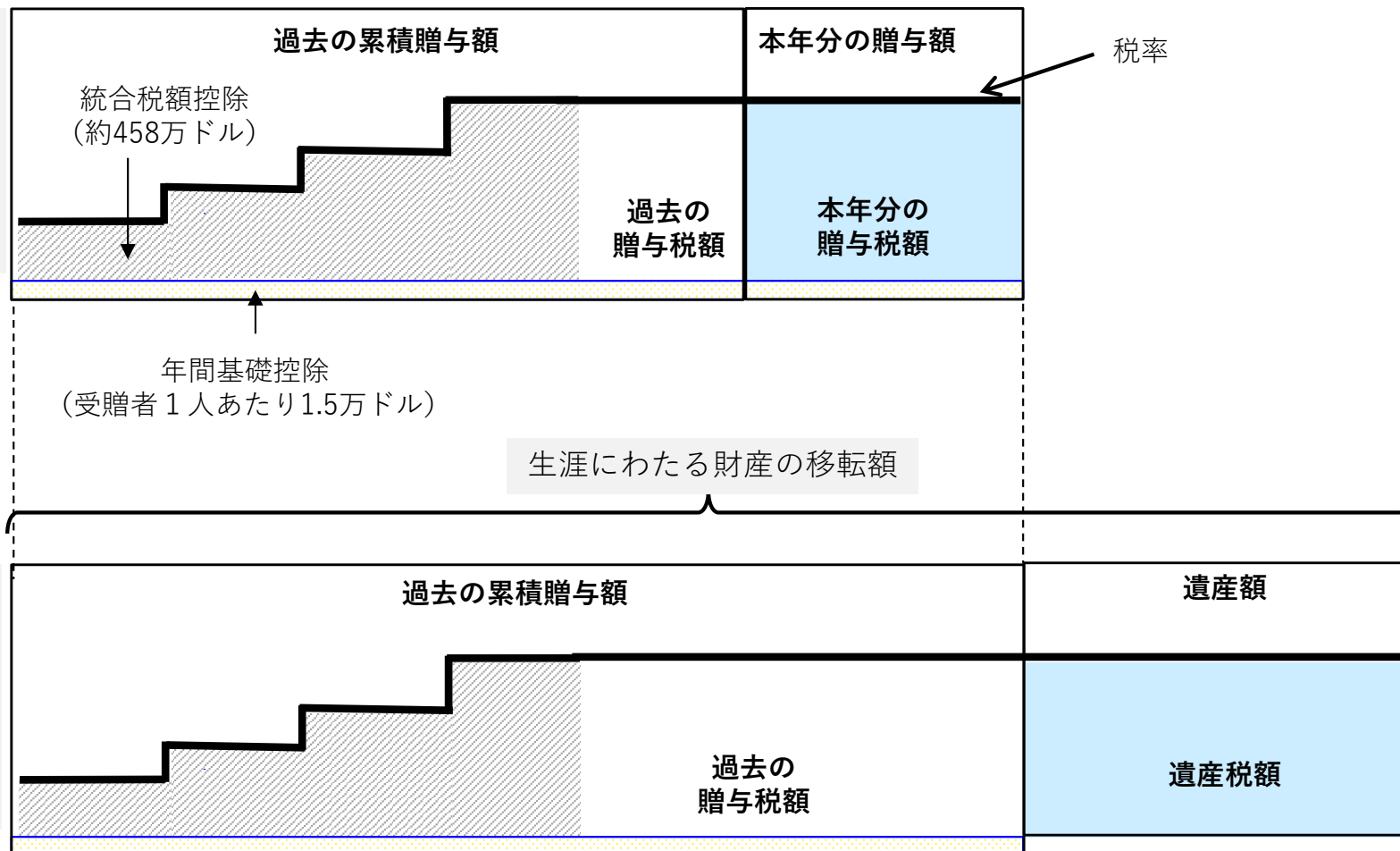


米国の贈与税・遺産税【遺産課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・遺産税で統合されている。税額控除（基礎控除に相当する部分）も、贈与税・遺産税で生涯累積。
⇒生涯にわたる税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

贈与時

- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除



相続時

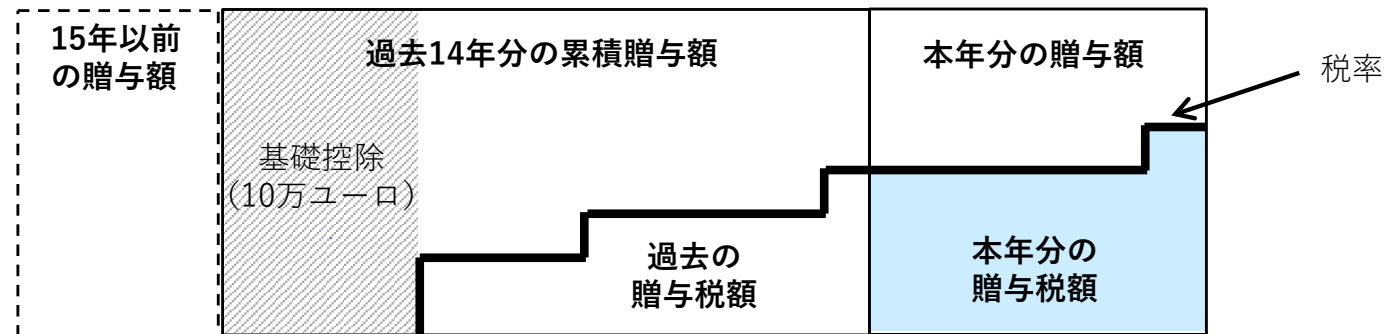
- 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「遺産額」との合計額に累進税率を適用
- 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除

フランスの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去15年間の財産の移転額を累積して課税。
 - 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で15年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

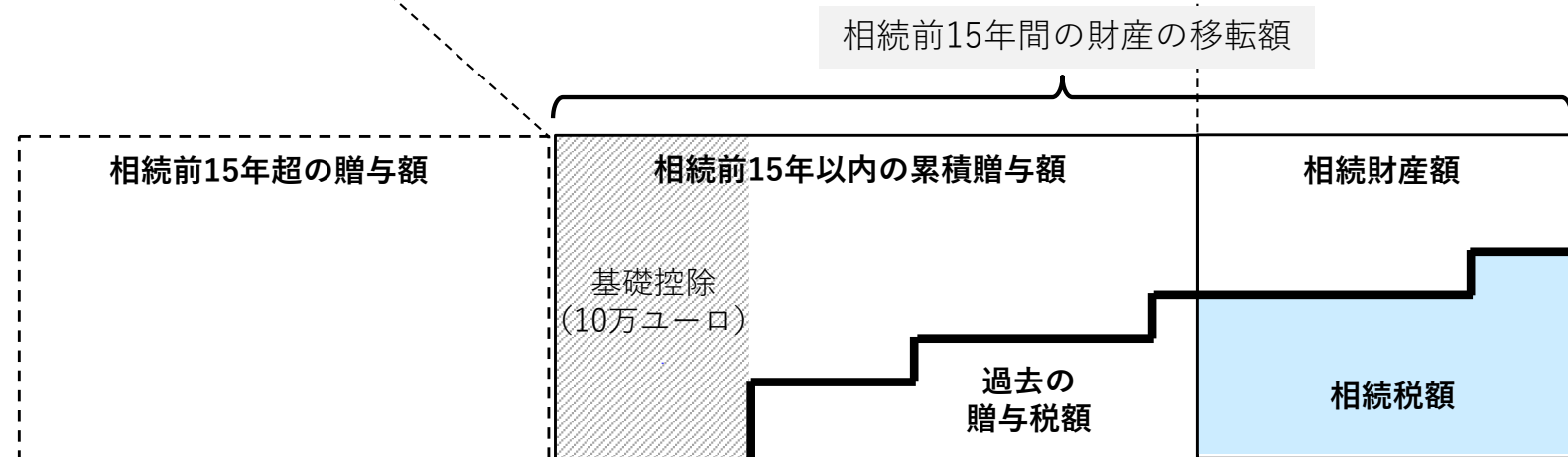
贈与時

- ・ 「過去14年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去14年間の贈与税額を控除



相続時

- ・ 「相続前15年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前15年以内の贈与税額を控除



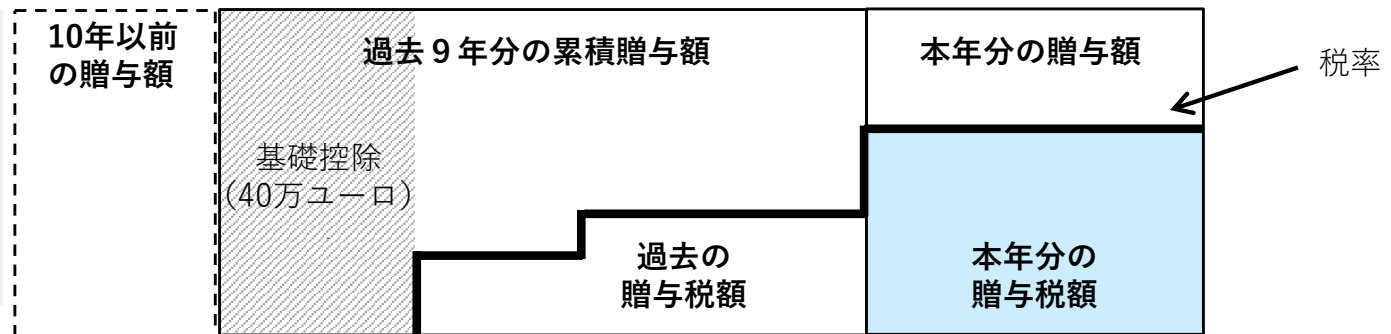
(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

ドイツの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去10年間の財産の移転額を累積して課税。
 - 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で10年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

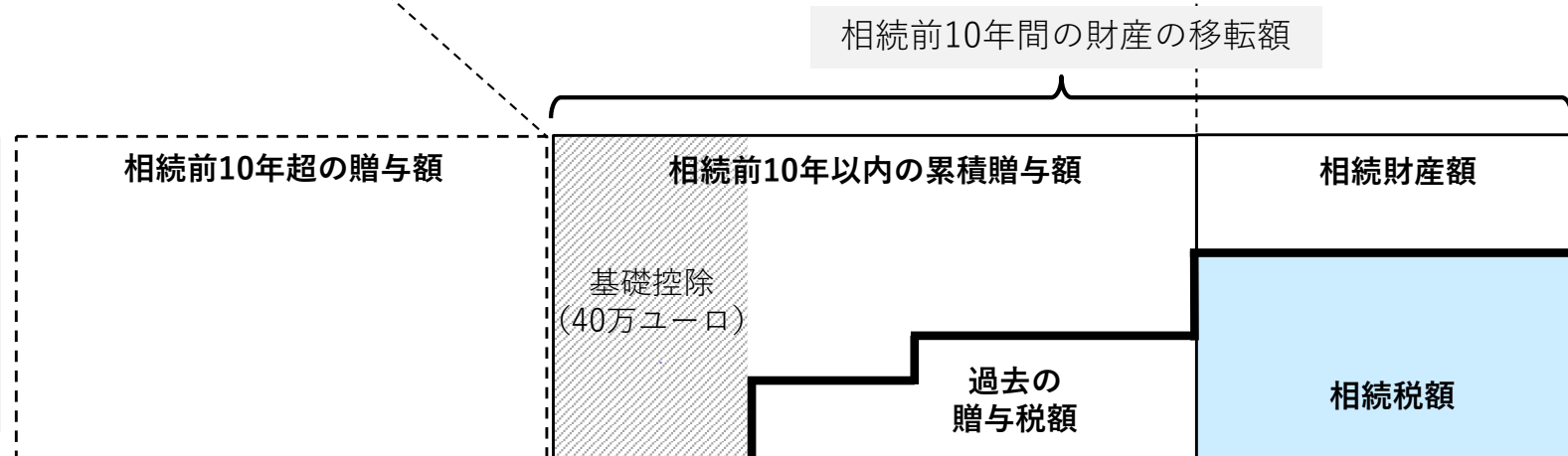
贈与時

- ・ 「過去9年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去9年間の贈与税額を控除



相続時

- ・ 「相続前10年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前10年以内の贈与税額を控除

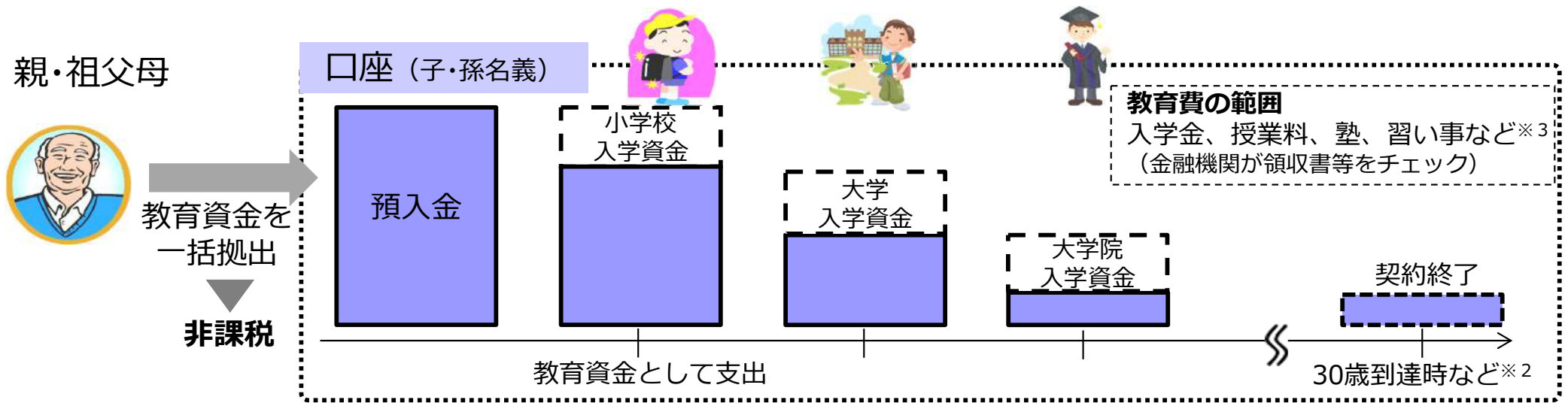


(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

- 1 相続時精算課税制度
- 2 暦年課税による相続前の贈与の加算
- 3 贈与税の非課税措置**

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概要** 要：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、**1,500万円まで非課税**とする。
- **適用期間**：平成25年4月1日～令和5年3月31日
- **受贈者**：子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算※1
- **契約終了時**：残高に対して、贈与税を課税



※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。

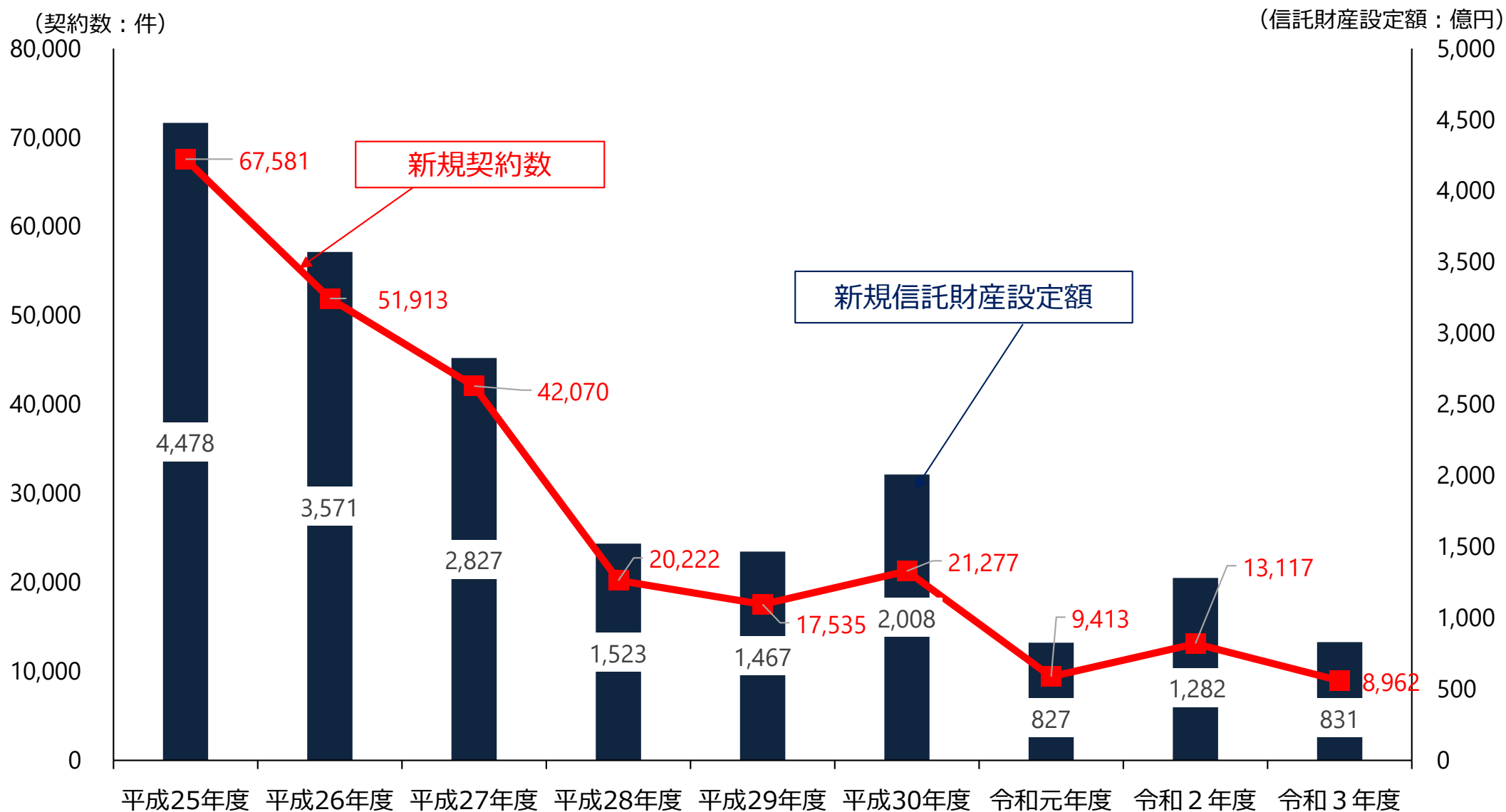
※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日があった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等がなくなった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。

（参考）令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：25万2,090件、信託財産設定額：約1兆8,814億円

教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ252,090件、1.88兆円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で8,962件、831億円（R4.3時点）



(注) 信託協会公表の実績による。

教育資金の範囲

「学校等」に直接支払われる入学金、授業料 その他の金銭 (1,500万円枠)

- 学校等に対して支払われる、**教育に係る役務の提供への対価**又は**教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費**が対象。

(※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。
学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

○「学校等」の範囲

- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校
- ・大学（院）
- ・高等専門学校
- ・専修学校、各種学校
- ・保育所、保育所に類する施設、認定こども園 等

(注) 上記の合計で1,500万円までが非課税

「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の 対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)

- **学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動に係る教育指導として社会通念上認められるものへの対価**が対象。

(※) 学校等の教育に必要と認められる費用、通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費も含まれる。

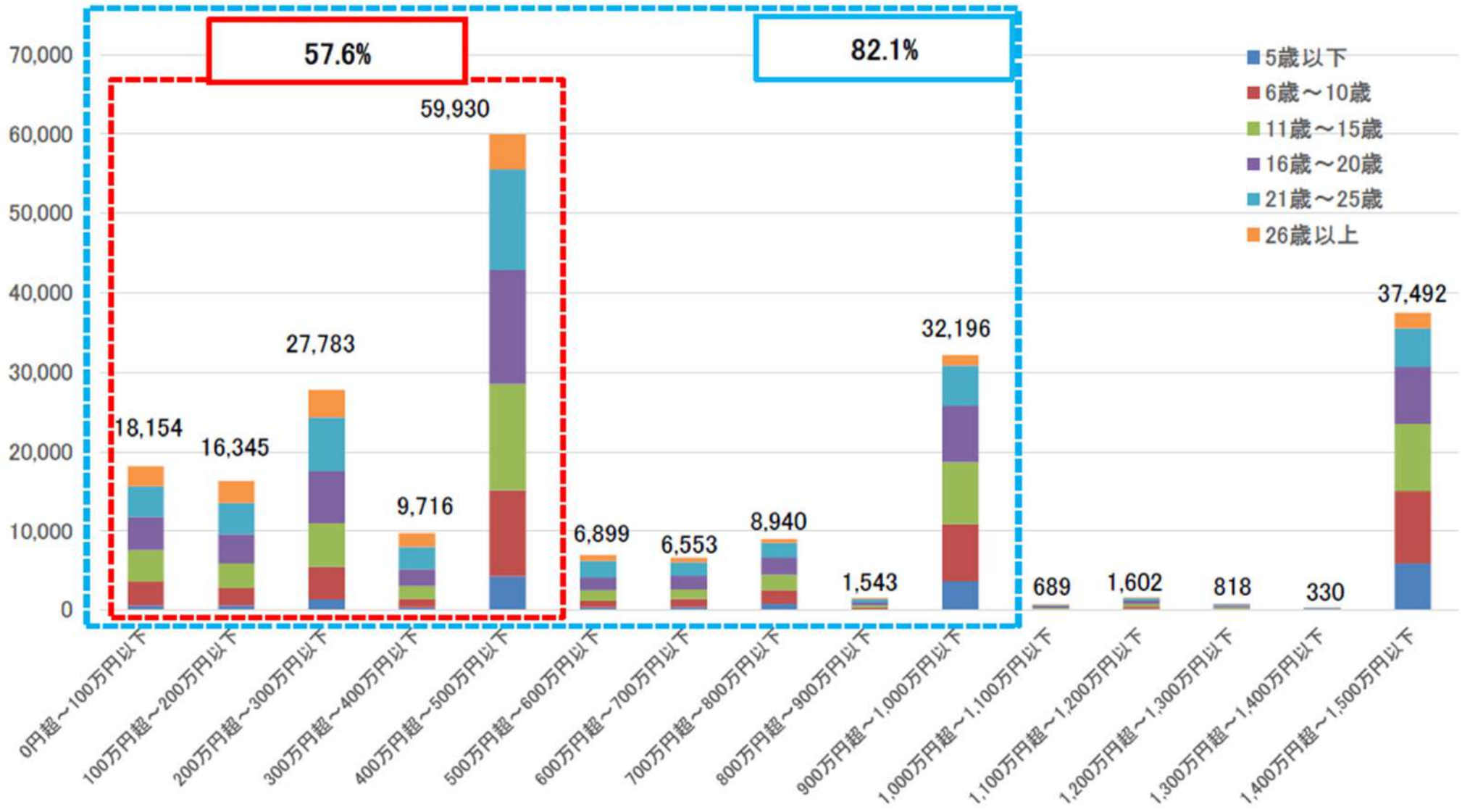
(※) ・学習塾、予備校など

- ・文化芸術活動（楽器、舞踏、絵画など）
- ・スポーツ活動（水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など）
- ・その他教養（習字、そろばん、外国語会話など）

(注) 23歳以上の者は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限る。

教育資金非課税措置の対象となる信託契約の受託状況

受益者年齢(令和4年3月末基準)階層別・信託設定額別契約件数(同月末時点社員会社4社受託分)



(出典) 令和5年度税制改正要望における文部科学省要望資料